

## 久留米市有料老人ホーム事故報告要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する有料老人ホーム（高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項の登録を受けているものを含む。以下「有料老人ホーム」という。）において発生した事故について、法第29条第9項の規定に基づき報告を求めるに当たっての必要な事項を定めることにより、利用者の処遇改善及び適正な施設運営の確保に資するとともに、事故の発生又は再発の防止に努めることを目的とする。

### (対象施設及び入居者)

第2条 この要綱の対象となる施設は、久留米市にある有料老人ホームとする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護、第8条第20項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護又は第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設で、それらのサービスを利用している入居者を除く。

### (報告すべき事故の範囲)

第3条 有料老人ホームの設置者（以下「設置者」という。）が報告を行う事故の範囲は、入居者に日常生活上必要な便宜を供与していたときに発生した場合のほか、その他不可抗力等により発生したものであって、次に掲げる場合のいずれかを含むものとする。

- (1) 当該施設の敷地又は居室内で発生したもの
- (2) その他便宜の供与に密接な関連があるもの

### (報告すべき事故の種類)

第4条 報告すべき事故の種類は、前条に定める範囲のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 転倒、転落、接触、異食、誤嚥、誤薬、交通事故のいずれかにより医療機関を受診（施設内受診を含む。）したもの
- (2) 食中毒、感染症等、法令等により保健所等への報告が義務付けられているもの
- (3) 死亡診断書で、老衰、病死等の主に加齢を原因とするもの以外の死因が記載されたもの及び死亡後に相当期間の放置がなされたもの
- (4) 火災事故や災害被災
- (5) 職員の違法行為又は不祥事（入居者に対する虐待、個人情報紛失、預かり金の紛失や横領など、入居者の生命、身体、財産等が脅かされたものに限る。）
- (6) その他入居者の徘徊など報告が必要と認められる事故

(留意点)

第5条 事故報告に当たっては、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

- (1) 感染症等については、社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について（平成17年2月22日健発第0222002号、薬食発第0222001号、雇児発第0222001号、社援発第0222002号、老発第0222001号）に基づき、久留米市保健所へ報告を行い、指導を受けること。
- (2) 職員の直接行為が原因で生じた事故、職員の介助中に生じた事故のうち、入居者の生命、身体、財産に重大な被害が生じたもの（自殺、行方不明及び事件性の疑いがあるものを含む。）については、管轄の警察署へ連絡すること。

2 報告後に、事故の対象者の容体が急変して死亡した場合等は、再度事故報告書を提出するものとする。

(報告の時期)

第6条 入居者の家族等への連絡その他必要な措置が終了した後、速やかに市長に報告を行うものとする。

2 前項の報告は、概ね事故発生後3日以内に行うものとする。ただし、事故の程度が大きいものについては、まず電話等により久留米市に事故の概要について報告を行い、その後文書により報告を行うものとする。

(報告先)

第7条 事故の報告先は、久留米市健康福祉部長寿支援課とする。

(報告する項目)

第8条 事故報告を行う事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設の概要（設置者名、施設の名称、施設の種類、管理者の氏名、施設の所在地、電話番号、記載者名）
- (2) 対象者（氏名、生年月日、要介護認定、心身の状況）
- (3) 事故の概要（発生・発見日時、発生場所、事故の種別、事故の結果、事故の概要・経緯・対応、事故の原因、受診医療機関の名称・所在地）
- (4) 事後の対応（家族への連絡・説明、関係機関への連絡）
- (5) その他（再発防止のための方策、損害賠償等の状況）

(報告書及び作成方法)

第9条 事故報告は、久留米市有料老人ホーム事故報告書（第1号様式）により行うものとする。

ただし、設置者が任意に作成する事故報告書が前条各号に定める項目を満たしている場合は、第1号様式に代えることができる。

- 2 事故報告書は入居者個人ごとに作成するものとする。ただし、火災又は地震等の災害、食中毒、感染症等の対象者が多数になる事故の場合は、事故報告書を1通作成し、対象者リスト（対象者、事故の対応、各人の病状等の程度、搬送先等の内容を含むこと。）を添付することで代えることができる。

（記録及びその保存）

第10条 設置者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を整備し、その作成の日から2年間保存するものとする。

- 2 設置者は、第4条及び第5条に規定する報告すべき範囲及び種類の事故以外のもので、これに準ずるもの（入居者が転倒したものの、特に異常が見られない場合や職員による送迎時の交通違反等をいう。）については、個人記録、事故に関する帳簿類等に記録するとともに、ヒヤリ・ハット事例として施設内で検証し、再発防止を図るものとする。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。